538
6.7.26
付

福県医発第1270号（地）
令和６年７月25日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

メチレンブルー静注50mg「第一三共」の使用期限の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

本件は、メチレンブルー静注50mg「第一三共」（成分名：メチルチオニニウム塩化物水和物）の有効期間が３年から４年に延長されたこと等を踏まえ、医療機関等に対し、本剤の使用期限について別添（令和６年７月９日付け厚生労働省医薬局医薬品審査管理課発事務連絡）に基づいて取り扱っていただくよう周知をお願いするものです。

具体的には、別添写しに記載のとおり使用期限を変更すること、また、貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくことが示されております。

併せて、本取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであることに留意していただくようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第668号（技術）
令和６年７月１０日

都道府県医師会　担当理事　殿

公益社団法人日本医師会常任理事
宮川　政昭
（公印省略）

メチレンブルー静注50mg「第一三共」の使用期限の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、メチレンブルー静注50mg「第一三共」（成分名：メチルチオニニウム塩化物水和物）の有効期間が３年から４年に延長されたこと等を踏まえ、医療機関等に対し、本剤の使用期限について本事務連絡に基づいて取り扱っていただくよう周知をお願いするものです。

具体的には、別添写しに記載のとおり使用期限を変更すること、また、貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくことが示されております。

併せて、本取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであることに留意していただくようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事　　務　　連　　絡
令 和 ６ 年 ７ 月 ９ 日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

メチレンブルー静注５０ｍｇ「第一三共」の
使用期限の取扱いについて

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡しましたので、貴会会員への周知をお願いします。

写

事　務　連　絡
令和６年７月９日

各 (都道府県 / 保健所設置市 / 特別区) 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

メチレンブルー静注５０ｍｇ「第一三共」の
使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

メチレンブルー静注５０ｍｇ「第一三共」（成分名：メチルチオニニウム塩化物水和物）の有効期間が３年から４年に延長されたこと等を踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県等におかれましては、医療機関及び薬局に対し、本事務連絡に基づいて本剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

記

１　メチレンブルー静注５０ｍｇ「第一三共」の使用期限について

（１）使用期限の変更について

メチレンブルー静注５０ｍｇ「第一三共」については、追加で得られた安定性データを踏まえて、令和６年（2024 年）７月１日に、室温での有効期間を３年から４年に延長する届出がなされました。

他方、有効期間の延長前に出荷され、有効期間を３年とした使用期限が外箱及びボトルに印字されている製剤も、現在流通し、使用されているところです。

このような製剤については、有効期間が４年である製剤として取り扱って差しつかえないこととしました。

（２）見分け方及び取扱いについて

使用期限が令和６年（2024 年）９月（2024/09 と表示）までとなっている製剤については、有効期間を３年として印字されているものですので、変更後の使用期限は別添に記載のとおり、印字されている使用期限より１年長いものとして取り扱うようお願いいたします。

２　使用期限の短い製剤の優先使用について

貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくよう改めてお願いいたします。

以上

別添

（令和６年７月９日時点）

メチレンブルー静注５０ｍｇ「第一三共」
・１アンプル（１０ｍＬ）

ロットNo	印字されている使用期限 （有効期間３年のもの）	使用して差しつかえない期限 （有効期間１年延長後）
BMA0005	2024/09	2025/09

以上